日本物理教育学会九州支部会則

第1章 総則

第1条 本支部は日本物理教育学会九州支部(以下、本支部会と称する)と称する。本支部会のいう九州とは福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、及び沖縄の8県を指す。

第2条 本支部会の運営にあたっては本支部会則で定めるほか、細則の定めによるものと する。

第2章 目的

第3条 本支部会は九州の会員の学術並びに教育に関する研究・研鑽及び会員間の交流を図り、九州における物理教育の振興とその地域的な活動への貢献を計ることを目的とする。 第4条 本支部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 研究発表会、講習会、講演会などの開催。
- 2) 会報の配布、メールによる情報交換。
- 3) 物理教育に関する調査・研究等。
- 4) その他前条の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

第5条 本支部会は次の会員からなるものとする。

- 1)正会員
- 2) 準会員
- 3) 賛助会員

第6条 会員の登録は次のようなものとする。

- 1) 日本物理教育学会の会員の中で本支部会の会員となる者は正会員として登録される。
- 2) 準会員は、本支部会入会の申請により、九州支部理事会の承認を受けて本支部会の会員として登録された者。準会員は別に定める準会員会費を支部に納めることとする。
- 3) 賛助会員は、別に定める賛助会員会費の納入により、九州支部理事会の承認を受けて本支部会の会員として登録された者。

第4章 理事

第7条 本支部会に次の理事を置く。

支部長 1名 本支部を代表し、会務を統括する。

副支部長 2名を支部長が指名し委嘱する。支部長を補佐し、支部長の職務を代行する。 支部理事 若干名、支部長及び副支部長が指名し委嘱する。役割分担等については細則に て示す。

支部監事 2名 支部監事は会計監査等を行う。

顧問 3名以内 顧問は適宜適切な助言等を行う。

2. 理事に欠員が生じた場合は、支部長にあっては副支部長から支部長職務代理者として、副支部長にあっては支部理事から副支部長職務代理者としてその職に充てる。

第8条 理事の任期は次のように定める。

- 1) 理事の任期は1期2年とし、連続再任は原則として2期を限度とする。欠員により補充された理事の任期は前任者の任期内とする。
- 2) 理事であった者が新たな理事役職(支部長、副支部長、支部理事、支部監事等) に着任した場合は、その任期を1期目とみなす。

第9条 支部長・副支部長は正会員から選出し、支部理事及び支部監事は正会員及び準会員から選出する。支部理事の数は支部長が支部理事会の議を経てこれを定める。副支部長は支部理事の中から支部長が指名しこれを委嘱する。

第10条 本支部会は第7条で定めた理事のほか、支部長及び副支部長の判断により各種委員会、委員長を置くことができる。

第5章 会議

- 第11条 本支部会の会議は支部総会、支部理事会とする。
- 第12条 支部総会は正会員、準会員、賛助会員により構成する。決議に参加できるものは正会員及び準会員に限る。
- 第13条 支部総会は年1回支部長がこれを招集する。支部総会は総会議決権を有する者の10分の1以上の者の参加をもって成立する。但し委任状による参加を認める。
- 第14条 支部総会においては次の事項を決議する。
- 1) 事業計画及び収支予算。
- 2) 事業報告及び収支決算。
- 3) その他支部理事会において必要と認めた事項。
- 第15条 支部理事会は支部長が招集し、毎年2回の定例のほか、必要に応じて支部長が 臨時に召集する。支部理事会は本支部会の理事の3分の2以上の出席により成立する。但 し委任状による参加を認める。
- 第16条 支部理事会は支部長が議長を務める。決議は議決権を有する出席の理事の過半数をもって決する。支部理事会は本支部会に関する全般について協議又は審議するほか本支部会の会員からの提案事項などについても審議する。
- 第17条 支部会則に記載のない事項は本学会定款に準ずる。

第6章 会計

- 第18条 本支部会の財務は本学会定款に定める運用財産をもって行うものとする。運用 財産とは以下のものを指す。
- (1) 学会支部運営補助費。
- (2) 準会員会費·替助会員会費。
- (3) その他、寄付等。
- 第19条 本支部会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月末日とする。
- 第20条 毎年の支部総会では、前年度の会計監査報告を行い、承認を得なければならない。会計について疑義が生じた場合は、支部長は理事会を招集し、会計の適正化を検討し、この結果を支部総会に通知し、承認を得ることに努めなければならない。

第7章 会則の変更並びに追加

第21条 本支部会則は支部理事会の理事の3分の2以上の者、及び支部総会にあっては 総会議決権を有する者の3分の2以上の者の同意がなければ変更・追加をできない。

付則

1. 本支部会則は平成25年12月16日をもって施行するものとする。